

北見市子ども医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- ウ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- エ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- オ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(2) 保険医療機関等 医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。

(3) 子ども 年齢が満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの者をいう。

(4) 保護者 親権を行う者又は未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。

(5) 医療費 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第 3 条第 2 項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)又は組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(6) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第 67 条第 1 項第 1 号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(7) 食事療養標準負担額 健康保険法第 85 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(8) 付加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第 43

条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する子どもであって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者となっているもの(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども
- (3) 所得の額が規則で定める額以上である保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)に監護されている子ども

(助成の額)

第4条 助成の額は、対象者の保護者が負担すべき医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除した額とする。ただし、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院及び指定訪問看護に係る額とする。

2 市長は、基本利用料の額が規則で定める算定方法により算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証)

第5条 市長は、対象者に対し、規則の定めるところにより、この条例の規定による助成を受ける資格を証する受給者証を交付する。

2 対象者の保護者は、保険医療機関等において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。

2 市長は、前項に規定する支払についての事務を北海道社会保険診療報酬支払基金、北海道国民健康保険団体連合会その他これらに類するものに委託することができる。

3 市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(助成の制限)

第7条 対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、かつ、その者によって医療費の負担がなされた場合は、助成を行わないものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 助成を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第9条 偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第7条に規定する場合において、既に助成を受けた者があるときも、前項と同様とする。

(権利の消滅)

第10条 この条例の規定により医療費の助成を請求することができる権利は、子どもが保険医療機関等において医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月5日から施行する。

(適用除外)

2 第3条第3号の規定は、平成16年9月30日以前に出生した乳幼児(年齢が満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。)には適用しない。

(経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の北見市乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年北見市条例第3号)、端野町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成16年端野町条例第11号)、常呂町乳幼児医療費助成に関する条例(平成6年常呂町条例第32号)又は留辺蘂町乳幼児医療費の助成に関する条例(平成14年留辺蘂町条例第18号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成17年度の特例)

4 施行日から平成18年3月31日までの間に受けた医療に係る乳幼児医療費の助成については、合併前の北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町の区域の区分に応じ、それぞれ合併前の条例の例によるものとする。

附 則(平成18年9月26日条例第281号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月26日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 7 月 8 日条例第 23 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日条例第 5 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 北見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「北見市乳幼児等医療費助成に関する条例(平成 18 年条例第 86 号)による乳幼児等」を「北見市子ども医療費助成に関する条例(平成 18 年条例第 86 号)による子ども」に改める。

別表第 2 の 5 の項中「北見市乳幼児等医療費助成に関する条例による乳幼児等」を「北見市子ども医療費助成に関する条例による子ども」に、「乳幼児等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改め、6 の項中「北見市乳幼児等医療費助成に関する条例による乳幼児等」を「北見市子ども医療費助成に関する条例による子ども」に改め、7 の項及び 8 の項中「乳幼児等医療費助成関係情報」を「子ども医療費助成関係情報」に改める。

附 則(平成30年7月10日条例第23号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定及び第9条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○北見市子ども医療費助成に関する条例施行規則

(平成18年3月5日規則第94号)

改正 平成18年9月26日規則第255号 平成20年3月26日規則第16号
平成20年7月8日規則第43号 平成20年12月29日規則第57号
平成23年3月31日規則第30号 平成24年6月1日規則第25号
平成24年7月6日規則第30号 平成27年6月4日規則第47号
平成27年12月30日規則第83号 平成28年2月29日規則第13号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市子ども医療費助成に関する条例(平成 18 年条例第 86 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(住所要件)

第 3 条 条例第 3 条に規定する市内に住所を有する子どもとは、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき、北見市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(資格の始期及び終期)

第 4 条 出生、転入等による資格の始期は、対象者としての要件を備えるに至った日とする。

2 対象者としての要件を欠くに至ったときの資格の終期は、その者が要件を欠くに至った日の属する月の末日とする。ただし、死亡、転出等により対象者としての要件を欠くに至ったときは、死亡又は転出した日とする。

(条例第 3 条第 3 号の規則で定める額等)

第 5 条 条例第 3 条第 3 号の規則で定める額及び所得の額は、別表に掲げる額とする。

(一部負担金)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める一部負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 受給者が 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又はその属する世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税者である場合
初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診 1 件につき 580 円、歯科診療に係るときは初診 1 件につき 510 円)

(2) 前号以外の場合 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 67 条第 1 項第 1 号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 14 条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額(以下「医療費月額限度額」という。)を控除した額とする。
この場合において、医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 医療費月額限度額が令第 14 条第 1 項の規定の例により算定される場合 令第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、57,600 円(療養のあった月以前の 12 月

以内に既に医療費月額限度額が支給されている月数が3月以上ある場合にあっては、44,400円)

イ 医療費月額限度額が令第14条第3項の規定の例により算定される場合 令第15条第3項の規定にかかわらず、18,000円

2 前項第2号の場合における一部負担金は、受給者が基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第4条第2項の規則で定める算定方法により算定した額)

第7条 条例第4条第2項の規則で定める算定方法により算定した額は、令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については同項第1号を適用する。)に規定する額とする。

(登録申請)

第8条 対象者の保護者は、子ども医療費受給資格者登録申請書(別記様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類

(2) 保護者(子どもの生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類

(3) 第6条第1項第1号に規定する受給者の属する世帯員全員が市町村民税非課税者である場合にあっては、世帯員全員(生計を主として維持する者を含む。)が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(登録の不承認の通知)

第9条 市長は、前条の規定による登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、登録を承認しないことを決定したときは、子ども医療費受給資格者登録不承認通知書(別記様式第2号)により当該登録申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第10条 市長は、登録の承認の決定を行った者(以下「受給資格者」という。)の保護者に対し、子ども医療費受給者証(別記様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年継続の資格要件を確認し更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(届出)

第 11 条 保護者は、次の各号のいずれかに該当することが生じたときは、その事実の生じた日から 14 日以内に子ども医療費受給資格者変更届(別記様式第 4 号)又は子ども医療費受給資格者喪失届(別記様式第 5 号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 加入している医療保険が変わったとき。
- (2) 受給資格者又は保護者の住所が変わったとき。
- (3) その他申請事項に変更があったとき。

(受給者証の再交付)

第 12 条 保護者は、受給者証を損傷し、又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書(別記様式第 6 号)により、市長に受給者証の再交付を申請するものとする。

(受給者証の返還)

第 13 条 受給資格者がその資格を欠くに至ったときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(助成の申請)

第 14 条 条例第 6 条第 3 項の規定による医療費の助成の申請は、医療費の助成を受けようとする者が、子ども医療費助成金支給申請書(別記様式第 7 号)又は子ども医療費月額限度額支給申請書(別記様式第 8 号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(助成金の交付の決定)

第 15 条 市長は、前条の子ども医療費助成金支給申請書又は子ども医療費月額限度額支給申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは当該申請者に子ども医療費助成金支給決定通知書(別記様式第 9 号)により通知するものとし、受給者に支給しないことを決定したときは当該申請者に子ども医療費助成金支給申請却下通知書(別記様式第 10 号)により通知するものとする。

(保護者への支払)

第 16 条 条例第 6 条第 3 項の市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 受給者が、協定保険医療機関等以外の保険医療機関等において治療を受けたとき。
- (2) 受給者が協定保険医療機関等に受給者証等を提出しないで診療を受けたこと等の理由により医療費を直接協定保険医療機関等に支払ったことが明らかであるとき。
- (3) 受給者に医療費月額限度額を支給するとき。
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、条例及びこの規則の施行上、受給資格者に係る医療費を協定保険医療機関等に支払うことが不相当であると市長が認めたとき。

(令第 14 条の 2 に規定する年間の高額療養費に相当する額の支給)

第 17 条 市長は、計算期間(毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。)の末日において、計算期間における第 6 条の規定により算出した一部負担金及び

基本利用料の合計額が令第 15 条第 8 項に規定する額を超えるときは、その超える額を助成金として支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 3 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の北見市乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(昭和 48 年北見市規則第 18 号)、端野町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成 16 年端野町規則第 13 号)、常呂町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成 7 年常呂町規則第 4 号)又は留辺蘂町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成 14 年留辺蘂町規則第 17 号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 17 年度の特例)

- 3 施行日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に受けた医療に係る助成の手続については、合併前の北見市、端野町、常呂町及び留辺蘂町の区域の区分に応じ、それぞれ合併前の規則の例によるものとする。

附 則(平成 18 年 9 月 26 日規則第 255 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日規則第 16 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 7 月 8 日規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 12 月 29 日規則第 57 号)

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 30 号)

この規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 1 日規則第 25 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の北見市乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間、別表の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当法施行令(昭和 46 年政令 281 号)第 1 条に定める額	児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成 24 年政令第 113 号)による改正前の児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号。以下この項において「旧児童手当法施行令」という。)第 11 条において準用する第 1 条に定める額(第 11 条において読み替えた後の額)
児童手当法施行令第 2 条	旧児童手当法施行令第 11 条において準用する第 2 条
児童手当法施行令第 3 条	旧児童手当法施行令第 11 条において準用する第 3 条

附 則(平成 24 年 7 月 6 日規則第 30 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 4 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 30 日規則第 83 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている次表左欄に掲げる様式(次項において「旧様式」という。)は、同表右欄に掲げる様式とみなす。

改正前の北見市乳幼児等医療費助成に関する条	改正後の北見市乳幼児等医療費助成
-----------------------	------------------

例施行規則による様式	に関する条例施行規則による様式
別記様式第1号 乳幼児等医療費受給資格者(登録申請書/変更・喪失届)(登録申請に係る部分に限る。)	別記様式第1号 乳幼児等医療費受給資格者登録申請書
別記様式第1号 乳幼児等医療費受給資格者(登録申請書/変更・喪失届)(変更に係る部分に限る。)	別記様式第4号 乳幼児等医療費受給資格者変更届
別記様式第1号 乳幼児等医療費受給資格者(登録申請書/変更・喪失届)(喪失に係る部分に限る。)	別記様式第5号 乳幼児等医療費受給資格者喪失届
別記様式第4号 乳幼児等医療費受給者証再交付申請書	別記様式第6号 乳幼児等医療費受給者証再交付申請書
別記様式第5号 乳幼児等医療費助成金支給申請書	別記様式第7号 乳幼児等医療費助成金支給申請書
別記様式第6号 乳幼児等医療費月額限度額支給申請書	別記様式第8号 乳幼児等医療費月額限度額支給申請書

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年2月29日規則第13号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前における医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額については、この規則による改正後の北見市子ども医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年7月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前における医療費月額限度額の算定に係る高額療養費算定基準額については、この規則による改正後の北見市子ども医療費助成に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

1 条例第3条第3号の規則で定める額	児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額
2 条例第3条第3号の所得の額	児童手当法施行令第2条及び第3号の規定により算出した額

別記様式第1号(第8条関係)

子ども医療費受給資格者登録申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第9条関係)

子ども医療費受給資格者登録不承認通知書

[別紙参照]

別記様式第3号(第10条関係)

子ども医療費受給者証

[別紙参照]

別記様式第4号(第11条関係)

子ども医療費受給資格者変更届

[別紙参照]

別記様式第5号(第11条関係)

子ども医療費受給資格者喪失届

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 12 条関係)

子ども医療費受給者証再交付申請書
[別紙参照]

別記様式第 7 号(第 14 条関係)

子ども医療費助成金支給申請書
[別紙参照]

別記様式第 8 号(第 14 条関係)

子ども医療費月額限度額支給申請書
[別紙参照]

別記様式第 9 号(第 15 条関係)

子ども医療費助成金支給決定通知書
[別紙参照]

別記様式第 10 号(第 15 条関係)

子ども医療費助成金支給申請却下通知書
[別紙参照]

